

大阪府私立高等学校学校経営推進費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p>大阪府私立高等学校学校経営推進費補助金交付要綱</p> <p>～ 省 略 ～</p> <p>(財産の処分の制限等)</p> <p><u>第 13 条 規則第 19 条ただし書の規定により知事が定める期間並びに同条第 4 号及び第 5 号の規定により知事が定めるものは、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 14 年文部科学省告示第 53 号）又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の例による。</u></p> <p><u>2 設置者は、前項の規定により定められた期間内において、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める財産処分承認基準に該当する場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>3 設置者が、前項の規定による知事の承認を受けて、取得財産等を処分したことにより収入があり又はあると見込まれるときは、知事は、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部に相当する金額を府に納付させることができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、平成 25 年度の補助事業から適用する。</u></p>	<p>大阪府私立高等学校学校経営推進費補助金交付要綱</p> <p>～ 省 略 ～</p> <p>(財産の処分の制限等)</p> <p><u>第 13 条 補助事業により整備した施設又は設備を処分しようとする設置者は、規則第 19 条の規定により、財産処分等承認申請書（様式第 7 号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 設置者が、前項の規定による知事の承認を受けて、施設又は設備を処分したことにより収入があり又はあると見込まれるときは、知事は交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部に相当する金額を府に納付させることができる。</u></p> <p><u>3 規則第 19 条ただし書の規定により知事が定める期間並びに同条第 4 号及び第 5 号の規定により知事が定めるものは、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 14 年文部科学省告示第 53 号）又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の例による。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(新設)</p>

大阪府私立高等学校学校経営推進費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p>(削除)</p>	<p>(様式第7号)</p> <p>大阪府私立高等学校学校経営推進費補助金に係る財産処分等承認申請書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>大阪府知事 様</p> <p>設置者所在地 設置者名 代表者名 印</p> <p>大阪府補助金交付規程第19条及び大阪府私立高等学校学校経営推進費補助金交付要綱第13条第1項の規定により、財産処分等の承認を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>1 処分等の内容</p> <p>(1) 処分対象施設・設備</p> <p>①補助金交付年度 ②品目・室名 ③処分制限年数 ④数量等 ⑤取得価格(工事費含め) ⑥処分の種類 ⑦処分予定年月日</p> <p>(2) 処分内容の詳細</p> <p>2 処分の理由</p> <p>3 参考資料 別添のとおり</p>